

令和7年度 グループホームかめこや 地域連携推進会議 議事録

| | |
|-----------------------------|---|
| 事業所名 | グループホームかめこや |
| 所在地 | 新潟市江南区東船場3丁目2番 31号 |
| サービス種類 | 共同生活援助 |
| 開催日時 | 2025年12月23日(火) 14時00分~15時30分 |
| 開催場所 | 特定非営利活動法人 にいまーる 継続支援B型事業所 手楽来家 新潟市江南区東船場3丁目1番28号 |
| 担当者 | 管理者 :臼井 千恵 世話人 :吉井 大基 世話人 :鶴木 翔(司会・進行) |
| 1.開会・挨拶 | <ul style="list-style-type: none"> ○管理者挨拶 <ul style="list-style-type: none"> ・GH かめこや管理者臼井 ○参加者紹介 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者 N様 ・利用者ご家族 U様 ・地域の関係者 S様 ・福祉に知見のある方 Se様 ・経営に知見のある方 I様 ・江南区役所 Y様 ・利用者様の通訳者 Na様 ・GH かめこや世話人 吉井 ・GH かめこや世話人 鶴木 |
| 2.グループホーム かめこや(本館) 見学 | 広いグループホームではないので、数人が現地に行き見学 残りはビデオ通話を繋いで会議室で見学とした 現地:吉井、U様、S様、Y様 |
| 3.地域連携推進会 議の定義 | 施設と地域が連携して、以下4目標を達成すること <ul style="list-style-type: none"> ・利用者と地域との関係づくり |

| | |
|--------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進 ・施設等やサービスの透明性・質の確保 ・利用者の権利擁護 <p>要約すると、外部の目を入れて安全な施設であると伝えること</p> |
| 4. グループホームの定義 | <p>障がい者が自立した生活を送るための支援サービスを行う施設 主に夜間に日常生活の支援を行う 制度上の正式名称が共同生活援助 アパート等と違い、身の回りの支援をしてくれる人が身近にいる</p> |
| 5. 聴覚障がい者の定義 | <p>70dB 未満の音が聞こえない・聞こえにくい人 障害のレベルは個人差がある</p> <p>○聴覚障がい者への疑問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を付けているのに聞こえない？ ・補聴器をなぜ使わない？ <p>○回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補聴器を付けていると必要な音まで大きくなり不快 ・他の音に必要な情報が消されることもある ・補聴器は万能な道具ではないが生活の助けになるもの <p>実際に利用者様が補聴器を付けないことに関する動画を 就労継続支援 B 型事業所が作成していたので放送した https://www.instagram.com/reels/DRy_9uRDyUp/</p> |
| 6. グループホームかめこやについて | <p>介護サービス包括型の障がい者向けグループホーム 食事・入浴・トイレ等の介助は行っていない (行う必要がある利用者様が現時点で入居されていない) 定員は本館 5 名、アパート型 2 名 全て男性 スタッフは 15-24 時 1-2 名、22-9 時 1 名、22-6 時 1 名 利用者様 1 名に 1 部屋、余暇時間は自由に過ごす 共同生活を行う上で時間ルールを定めているものもある (入浴、食事、就寝時間など) 買い物等での外出は自由、但し職員に行先と帰所時間を伝える</p> |

| | |
|--------------------|--|
| | <p>事故等で行方不明になることを避けるため また、携帯電話を所持していない利用者も半数程いるため 確実に伝えてから外出してもらっている</p> <p>○日常生活の様子 •利用者で集まって食事している •トランプで遊んでいる •料理している など 写真を見せ実際の様子をご覧いただいた</p> <p>○利用料(本館) •家賃 ¥35,000- •食費 ¥22,000- •光熱水費 ¥10,000-</p> <p>○利用料(アパート型) •家賃 ¥51,600- •食費 実費 •光熱水費 実費 アパート型は基本食事自由としているが、 本人の希望があれば本館と同様の食事を準備している その場合は本館と同額の食費を集金している</p> <p>○BCP(業務継続計画) 地震・水害などの自然災害、コロナなどの感染症発生時に 滞りなく業務を継続するための計画</p> <p>○虐待・事故・ヒヤリハットの定義 •虐待とは、職員が意図的に利用者様に被害を与えること 意図的でなくとも心理的ストレスが大きい場合には 虐待と分類されることもあるので配慮した支援を行う •事故とは、職員の意図しない事で利用者様に被害が出ること •ヒヤリハットとは、事故に至らず、被害が出なかつたこと</p> <p>○過去の事例</p> |
| 7.虐待・事故・ヒヤリハットについて | |

| | |
|--------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・浴室の扉が外れ、利用者様が動けなくなつた(事故) アパート巡回時に発見し事なきを得た ・入浴中の居眠り(ヒヤリハット) 浴室が無音、想定時間を超えた入浴であったため内部を確認 居眠りしている状態で発見し、すぐに起こした 水を飲む等はなかったのでヒヤリハットと分類しているが、 一步間違えれば命に係わる事故にもなり得た |
| 8.地域連携 | <p>○地域からの苦情一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩きたばこ 喫煙所で喫煙するように指導 ・敷地素通り 近所の方の敷地を近道として使用していた 道路を通ること、他人の家・庭に無断で侵入しないように指導 ・金銭未払い 個人的にタクシー利用した際に 「手持ちがないから後日支払う」と支払い拒否 運転手が障害に理解のある方であったため 金銭未払いだけあれば今回は不問にするとその日は解決 <p>○今後苦情になりやすいと感じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・挨拶 聴覚障がい者の特性上、相手からの声が聞こえていない 無視ではなくても他者から見ると無視と勘違いされやすい 自分から挨拶する、難しい場合は会釈するように指導 ・歩き方 道路の真ん中を歩く、横断時に後ろを確認しない 音が聞こえないで車が来ても急に飛び出しがある 危険性を説明し、必ず確認するように指導 <p>○地域イベント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話サロン ひるかめ 毎月第4土曜日に地域交流センターで実施 利用者様と地域の方々との交流の場となっている |

| | |
|---------------------------------|--|
| | <p>○本館とアパート型で提供しているサービスは同じ？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的には同じ、行政からの文書に対する理解支援も行う ・食事提供については、障がい者同士の情報共有の場として活用する時間もあるため、本人の希望に基づき本館対応 <p>○アパート型利用者が一緒に食事する場合の食費計算は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食費を定額受け取った後、余剰金を計算して後日返還する <p>○手話サロンひるかめの周知方法は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SNSでの周知、機関誌の発行、口コミなど <p>○手話サロンの参加者はどのような人たち？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の方々、にいまーるの利用者などが参加している 前参加者が友人等を勧誘してくることもある(S様より) <p>○家族のコミュニケーション方法は？</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ヶ月に1度「かめこやおたより」として、 利用者の様子やイベントの様子をお送りしている <p>○入浴中はいつ何時変化があるかわからぬいため アパート型でも入浴の確認をきちんと行うべきである</p> <p>○災害発生時、地域の企業と連携できる体制を作ておくと 助け合いやすいので、協定を結ぶと良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者家族からもその方が安心できる(U様より) <p>○グループホーム(本館)の見学が思いの外、長時間であったため 会議を優先しアパート型の見学は最後の時間に回した 時間に余裕のある方のみに見学をしていただいた</p> |
| 10.助言 | |
| 11.閉会・挨拶 | |
| 12.グループホーム かめこや(アパート 型)見学 | |

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|